

秋田県告示第130号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日
令和2年2月27日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
美留造園土木
南秋田郡大瀧村字中央1番地31
浅野 忠 勝
秋田県知事許可（般-27）第40707号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和2年2月21日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
令和2年3月3日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
藤原建設
秋田市檜山愛宕下6番11号
藤原 敏
秋田県知事許可（般-30）第40182号
- (3) 処分の内容
建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和2年2月27日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日
令和2年3月3日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社夏井工業
秋田市八橋字イサノ7番地3
代表取締役 夏井 幸裕
秋田県知事許可（般-29）第40493号
- (3) 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和2年3月2日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。